

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託に関する 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）（以下、「法」という。）の規定に基づく補償金等支給制度（以下、「補償金等制度」という。）及び本県が設置する旧優生保護法補償金等受付・相談窓口（以下、「相談窓口」という。）について、当事者の方々が抱える様々な事情や気持ちに最大限の配慮を行いながら、効果的な広報・啓発を行うことで、当事者やそのご家族及び関係者の方へ補償金等制度の情報を届けるとともに、相談窓口への相談及び補償金等の請求につなげることを目的とする。

2 業務の内容

別添「旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

委託契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

4 契約限度額

4,075千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費の額を含む。また、提案にあたっての上限額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

5 プロポーザル実施概要

（1）名称

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託に係る公募型プロポーザル

（2）スケジュール

内容	日程・期限
（1）公募開始	令和7年（2025年）6月 2日（月）
（2）質問書の提出期限	令和7年（2025年）6月 9日（月）正午
（3）質問書の回答期限	令和7年（2025年）6月11日（水）
（4）参加表明書提出期限	令和7年（2025年）6月16日（月）正午
（5）企画提案書提出期限	令和7年（2025年）6月20日（金）17時
（6）審査会	令和7年（2025年）6月25日（水）
（7）審査結果通知	審査会後速やかに行う予定

6 参加資格

次に掲げる（1）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であること。

（1）熊本県の「物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿」の「広報・広告業務」に登録があること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第161号）第167条の4第1項の規定に

該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (7) 仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有しているとともに、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (8) 実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。

7 応募手続き

(1) 質問及び回答

①質問方法

- ・質問は、質問書（様式1）を電子メールにより提出すること（電話または口頭のみでの質問は一切受け付けない。）。
- ・メール送付時、件名に「旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託に関する公募型プロポーザル質問」と付記すること。

②提出期限

令和7年（2025年）6月9日（月）正午まで

③提出先

「11 問合せ・提出先」と同じ

④質問への回答

令和7年（2025年）6月11日（水）までに熊本県のホームページへ掲載

(2) 参加申込み

①提出書類

次のアからウを1つのPDFファイルとして提出すること。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（様式3） ※会社概要のわかるパンフレット等を添付すること

ウ 誓約書（様式4）及び添付書類

②提出方法

メール

③提出期限

令和7年（2025年）6月16日（月）正午まで

④提出先

「11 問い合わせ・提出先」に提出すること。

(3) 企画提案書の提出

①提出書類

次のアからカを1つのPDFファイルとして提出すること。

ア 企画提案書提出に係る鑑文（様式5）

イ 企画提案書

- ・サイズはA4版とし、様式は任意とする。
- ・別紙「審査基準表」の審査項目が審査できるように工夫すること。
- ・啓発用チラシデザインイメージを示すこと。

ウ 業務実施体制図

エ 業務スケジュール表

オ 積算書

- ・金額は、日本円にて消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。
- ・別紙「旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託仕様書」の「4 業務内容」に定める項目ごとに内訳を明示し、可能な限り詳細に記載すること。

カ 事業者の取組に関する申出書（様式6）及び添付書類

※ ア～カ以外の資料等（参考資料含む）は添付できない。

②提出方法

メール

③提出期限

令和7年（2025年）6月20日（金）17時

④提出先

「11 問合せ・提出先」と同じ

8 受託者の選定方法

(1) 審査

参加資格審査の上、別途設置する審査会において、提案書の内容を別紙「審査基準表」により総合的に審査し、合計点が最上位の提案者を委託候補者として選定する。

ただし、採用基準点を60点とし、合計点の平均（合計点を審査員数で除した点数）が採用基準点に満たない場合は採用しない。

(2) 審査会

日程：令和7年（2025年）6月25日（水）

場所：熊本県庁内会議室

※時間及び場所については、後日連絡する。

※審査会は1事業者あたり20分程度を想定（プレゼンテーション時間15分以内及び質疑応答5分程度）。

(3) 結果通知

書面により、参加者全員に通知する。

(4) その他

- ・審査会に参加できない場合は、棄権とみなす。
- ・審査会で使用する資料は、上記7(3)①で提出された資料のみとし、審査会当日の追加資料等は認めない。
- ・審査会当日はプロジェクターまたはモニターによりプレゼンテーションをすること（プロジェクターまたはモニターの準備は不要。）。

9 契約

(1) 契約

審査会で委託候補者として選定された者と県との協議により契約を締結する。ただし、協議が整わない場合、または委託候補者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議の上、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

なお、契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

10 その他

- (1) 提案書の作成、提出及び選考に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできないこととする。また、返還も行わない。
- (3) 提出された企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は熊本県に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (5) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、熊本県の文書による承諾を得たときはこの限りではない。

11 問合せ・提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（熊本県庁行政棟新館4階）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局

子ども未来課 母子保健班

担当：中山、須藤

電話：096-333-2209

電子メールアドレス：kodomomirai@pref.kumamoto.lg.jp